

平成 31 年 3 月 14 日
水 産 庁

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」第 5 の 6 に基づく第 4 管理期間の配分量の融通に係る公表について

沿岸漁業（知事管理漁業）の第 4 管理期間（*1）の都道府県配分量について、下記のとおり都道府県間で協議が整ったことから、当該数量を公表します。

第 1 種特定海洋生物資源	譲渡を受ける者（*2）	譲渡を行う者（*3）	数量 （トン）
くろまぐろ（大型魚）	京都府（10.0）	北海道	10.0
	計（10.0）		10.0

（*1）沿岸漁業の第 4 管理期間は平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月まで

（*2）当該管理期間の配分量は融通の数量分増加する。

（*3）当該管理期間の配分量は融通の数量分減少する。

（参考）

- 今回の融通を行うことで、第 4 管理期間の漁獲可能量の変更はありません。
- 各都道府県の配分量の最新の値については、ホームページ「くろまぐろの部屋」にて公表中です。